

# 会津若松市区長会規約

## 第1章 総 則

- 第1条 この会は会津若松市区長会と称する。  
第2条 この会は会津若松市内の区長（町内会長）をもって組織する。  
第3条 この会は事務局を会津若松市役所内に置く。  
第4条 この会は市民の福祉の増進と市政との円滑な協力関係を推進し、もって会津若松市の発展に貢献することを目的とする。

## 第2章 事 業

- 第5条 この会は前条の目的を達成するため概ね次の事業を行う。  
(1) 市の行政に対し協力する事項  
(2) 民意の反映をはかる事項  
(3) 会員の資質向上と相互の親睦をはかる事項  
(4) その他、本会の目的達成のため必要な事項

## 第3章 機 関

### (1) 会 議

- 第6条 この会に次の会議を置く。  
(1) 総会  
(2) 役員会  
(3) 正・副会長会議  
(4) 各部委員会  
第7条 前条の会議は会長（各部委員会にあっては該当部長）が招集し、次のように運営する。  
(1) 定時総会は毎年4月に開催し、収入、支出に関する予算・決算の審議、役員を選出、事業計画の策定、その他を審議する。  
(2) 会長が必要と認めるとき又は会員の2分の1以上の要請があったときは、会長の招集により臨時総会を開催することができる。  
(3) 役員会、正・副会長会議、各部委員会は、必要のつどこれを開催する。  
第8条 この会の会議の定足数は、構成員の過半数（委任状を含む）とする。  
第9条 総会の決議は、出席者（代理を認める）の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。

### (2) 役 員

- 第10条 この会に次の役員を置く。
- |            |    |
|------------|----|
| (1) 会長     | 1名 |
| (2) 副会長    | 4名 |
| (3) 会計     | 2名 |
| (4) 監事     | 3名 |
| (5) 総務部長   | 1名 |
| (6) 総務副部長  | 2名 |
| (7) 教養部長   | 1名 |
| (8) 教養副部長  | 2名 |
| (9) 厚生部長   | 1名 |
| (10) 厚生副部長 | 2名 |
| (11) 産業部長  | 1名 |
| (12) 産業副部長 | 2名 |
- 第11条 役員、各部委員の選出方法並びに任期は次のとおりとする。  
(1) 会長、副会長、会計、監事は総会において選出する。その選出方法は別に定める。  
(2) その他の役員及び各部委員は各地区会長の推薦する者を会長が委嘱する。  
(3) 役員及び各部委員の任期は1期2年とする。ただし、再任を妨げない。  
(4) 補欠による役員及び各部委員の任期は前任者の残任期間とする。  
第12条 役員の任務は次のとおりとする。  
(1) 会長は会を代表し、会務を統理する。  
(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。

- (3) 会計は、会計に関する事務を担当する。
- (4) 監事は、会計事務を監査する。
- (5) 部長は、会長の要請に応え会務を執行し、所管事項を担当する。
- (6) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはこれを代理する。

### (3) 顧問及び相談役

第13条 顧問及び相談役は総会の承認を得て置くことができる。

2 顧問及び相談役は、会議に出席して意見を述べることができる。

## 第4章 経 理

第14条 この会の維持費は会費、補助金、寄付金、その他の収入による。会費の額は総会において議決し、これを徴収する。

第15条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第16条 この会に次の帳簿を備え付ける。

- (1) 区長会規約
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 会計簿
- (5) 議事録
- (6) その他の補助簿

## 第5章 地区区長会

第17条 この会は、各町内会、また、各地区区長会との連絡調整及び会務の円滑な運営を図るため各地区に地区区長会を置く。

第18条 地区区長会の運営に関し必要な事項については、この規約を基準としてそれぞれの地区区長会においてこれを定める。

第19条 この会は、第17条に定める活動を円滑に進めるため、各地区区長会に対して毎年度予算の範囲内において交付金を交付するものとする。

## 第6章 雑 則

第20条 この規約に定めるものの外に生じた事項については、その都度役員会で協議のうえ決定するものとする。

第21条 この規約は、総会の議決によらなければ改廃することが出来ない。

附 則

この規約は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和56年4月1日改正適用する。

附 則

この規約は、昭和60年4月1日改正適用する。

附 則

この規約は、昭和61年4月1日改正適用する。

附 則

この規約は、平成2年4月1日改正適用する。

附 則

この規約は、平成3年4月1日改正適用する。

附 則

この規約は、平成13年4月24日改正適用する。

附 則

この規約は、平成19年5月28日改正適用する。

附 則

この規約は、平成19年11月27日改正適用する。

附 則

この規約は、平成28年4月27日改正適用する。